

1 臨港地区及び分区の指定（港湾管理者案）について

和歌山下津港では昭和40年7月に臨港地区及び分区を指定して以降、和歌浦海南港区においては、直近で令和元年5月に臨港地区及び分区の指定を行っている。今般、小型船舶係留施設の整備に伴い、埋立造成が進んだため、港湾の適正な管理運営を図るため、下記のとおり臨港地区及び分区の指定を行うものである。

(単位：ha)

名 称	変 更 前	変 更 後	増 減
和歌山下津港臨港地区	約 1, 266.0	約 1, 266.7	約 0.7
商 港 区	91.4	92.1	0.7
工 業 港 区	1,029.2	1,029.2	0.0
漁 港 区	3.0	3.0	0.0
マリーナ港区	17.6	17.6	0.0
修景厚生港区	59.1	59.1	0.0
無 分 区	65.7	65.7	0.0

内訳

和歌山都市計画臨港地区

分区名称	変 更 前	変 更 後	増 減
商 港 区	85.2	85.8	0.6
工 業 港 区	609.2	609.2	0.0
漁 港 区	3.0	3.0	0.0
マリーナ港区	17.6	17.6	0.0
修景厚生港区	59.1	59.1	0.0
無 分 区	65.7	65.7	0.0

海南都市計画臨港地区

分区名称	変 更 前	変 更 後	増 減
商 港 区	4.7	4.8	0.1
工 業 港 区	244.3	244.3	0.0

有田都市計画臨港地区

分区名称	変 更 前	変 更 後	増 減
商 港 区	1.5	1.5	0.0
工 業 港 区	175.7	175.7	0.0